京都ジョブパーク企業応援団取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「人材は、企業・社会の成長発展の源である」との認識の下、京都ジョブパーク理念を理解のうえ協力していただくとともに、働き方改革を推進し、真に働きやすい職場環境の改善等の実現を目指すことで、正規雇用等良好な雇用環境の構築及び職場定着の促進に積極的に取り組んでいただける企業を京都ジョブパーク企業応援団(以下「応援団」という。)として登録するために必要な事項を定める。

(登録申込)

- 第2条 応援団への登録は、原則として次のいずれかに該当する企業とする。
 - (1) 府内に本社がある企業
 - (2) 府内に採用権を有する事業所がある企業
- 2 登録を希望する企業は、別に定める登録申込書に必要事項を記入して、京都ジョブパークセンター長に届け出るものとする。

(登録条件)

- 第3条 次のいずれかに該当する場合は、登録申込を行うことができない。
 - (1) 労働関係法令に違反している場合
 - (2) 社会保険に加入していない場合(加入の必要がない場合は除く)
 - (3) 京都府税を滞納している場合
 - (4) 京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に掲 げる暴力団員等に該当する場合
 - (5) その他京都ジョブパークセンター長が登録企業として不適当と判断した場合

(登録に係る有効期間)

第4条 登録に係る有効期間は加入または更新した年度の年度末迄とし、京都ジョ ブパークまたは登録企業のいずれかから特段の意思表示がない限り、次年度以降 も登録を自動更新する。

(ジョブパークからのサービス内容)

- 第5条 京都ジョブパークは、登録企業に対して、予算の範囲内において次のサービスを提供する。
 - (1)人材の確保・定着・育成、企業の魅力発信等に関する相談及びセミナー等の 各種研修、啓発事業の実施等
 - (2) 処遇改善・就労環境改善等の相談
 - (3) 京都ジョブパークからの各種情報の提供
 - (4) 京都ジョブパーク利用者等との出会いの場となる企業説明会の開催
 - (5) 京都ジョブナビへの企業情報の掲載
 - (6) 障害者雇用をサポートする、企業の状況を踏まえたオーダーメイド支援

(7) 京都お仕事マッチング診断「ジョブこねっと」への企業情報及び求人情報 の掲載

(登録企業の協力内容)

- 第6条 登録企業は、京都ジョブパークに対して、次のいずれかの応援協力を行う。 なお、協力事項については、別途作成するリストにより登録することとし、京都 ジョブパークが各種事業を実施する際、必要に応じ協力要請を行うものとする。
 - (1) 合同企業説明会等の各種イベントで実施する企画内容に対する協力等
 - (2) 職場体験(見学会等)、インターンシップ、企業での実習の随時受入等
 - (3) 各種セミナー・講演会等への経営者、役員等の講師派遣等
 - (4) 登録企業の事業所内又は周辺施設等における広報等の協力
 - (5) 京都ジョブパーク、府内ハローワークへの求人提出(多様な働き方等を応援する求人を含む)
 - (6) 障害者等、就職困難者の積極的受入
 - (7) その他、京都ジョブパークの事業や運営についての協力

(登録事項の変更)

第7条 登録事項に変更が生じた場合には、速やかに京都ジョブパークセンター長 に変更内容を届け出なければならない。

(登録の取消し)

- 第8条 京都ジョブパークは、登録申込に際して虚偽の届出があった場合、又は第 3条各号に該当することが確認された場合には、原則として確認した日をもって 登録を取り消す。
- 2 登録企業から登録の取消しの申し出があった場合には、これを承認する。
- 3 第1項の規定により登録を取り消した場合には、原則として、1年間は再度の 登録申込を受け付けない。

(庶務)

第9条 応援団に関する庶務は、中小企業人材確保・多様な働き方推進センターが 行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、応援団の取扱いに関し必要な事項は京都ジョブパークセンター長が定める。

附則

- この規程は、平成25年1月4日から施行する。
- この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。